

消防団員募集!

消防団員が不足しています！あなたも消防団員として市民の安心安全のため協力してみませんか？



消防団ってな〜に？

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神のもとに活動しています。

- 消防団は、市町村の消防機関の一つで、非常勤特別職の地方公務員です。
普段は、自営業、会社員、学生などさまざまな職業を持った人たちです。



どんな活動をするの？

- 火災や風水害、地震などの災害が発生したとき、消防署員と協力して、消火・救助活動や住民の避難誘導を行うほか、平常時は地域のためにいろいろな活動をしています。

災害時

消火活動

救助・救出活動

防災活動

避難誘導



平常時

防火普及活動

消火・防災訓練

応急手当指導



入団資格は？

- 市内在住又は在勤の18歳以上60歳未満(男女不問)、心身ともに健康で身近な方を守りたいという熱意ある方であればOKです。

ケガの補償や報酬はあるの？

消防団活動中に負傷した場合は、**公務災害補償制度**があります。また、一定の金額が**報酬として支給**されるとともに、災害や訓練等に**出勤した場合に手当が支給**されます。また、5年以上勤務した団員には、**退職報償金**も支給されます。

消防本部からのお知らせ

平成20年6月1日より、全ての住宅の寝室、階段に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

これは、平成16年6月に消防法が改正されたことに伴い、習志野市においても市の条例で設置を義務付けたものです。建物火災における死者の9割が住宅火災によるもので、そのほとんどが、就寝中に火災に気づかず逃げ遅れているケースです。まだ設置がされていないご家庭は早めの設置をお願いいたします。

問合せ：消防本部総務課消防団担当まで ☎047(452)1282